

第1回（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 議事要旨

日 時 平成30年5月31日（木）午前10時30分～11時30分

場 所 区役所庁舎12階 123会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）条例制定の背景について
 - （2）他自治体の条例制定の動向と区の支援策の現況について
 - （3）今後のスケジュールについて
 - （4）意見交換
- 3 閉 会

（資 料）

資料1 （仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会委員一覧

資料2 座席表

資料3 条例制定の背景について

資料4 （1）他自治体の条例制定の動向

（2）墨田区的意思疎通支援策の現況について

資料5 スケジュール表

（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 （敬称略）

氏 名	所 属	出欠
柳 田 正 明	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科教授	出席
荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会 会長	出席
三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会 肢体障害部会 会長	出席
浅 岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会 視覚障害部会 会長	出席
荘 司 ちづ子	墨田区障害者団体連合会 聴覚障害部会 会長代行	出席
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会 心障児者部会 会長	出席
菊 池 昌 子	墨田区障害者団体連合会 肢体不自由児者部会 会長	出席
三 浦 八重子	墨田区障害者団体連合会 精神障害部会 会長	出席
青 木 剛	福祉保健部長	出席
杉 崎 和 洋	福祉保健部障害者福祉課長	出席

会長

<事務局出席者> 障害者福祉課 庶務係主査 西村、障害者相談係長 吉田

事務局 皆様、おはようございます。

これから、第1回（仮称）墨田区障害者施策に関する政策条例検討会を開催します。本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。まず、開会に先立ちまして、青木福祉保健部長からご挨拶を申し上げます。

青木委員 福祉保健部長の青木でございます。

皆様大変お忙しい中、お集まりくださいます。誠にありがとうございます。日頃より、地域自立支援協議会をはじめ、様々な形で、本区の障害者施策にご理解ご協力を賜りますことを重ねて厚く御礼申し上げます。本日は、第1回目の（仮称）墨田区障害者施策に関する政策条例検討会ということで、この間、皆様に委員へのご就任をいただきたくお願いを差し上げましたところ、ご快諾をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、墨田区では障害者施策に関する政策条例を制定したいと考えまして、その準備を進めているところでございます。この検討会は、今回を含めて4回程度の開催を予定しており、皆様から貴重なご意見をいただければと考えております。皆様からのご意見も参考にさせていただいて、主管部門で条例の案文を作り、区長決定を経まして、その後、区議会で議員の皆様にご審議いただき、ご承認をいただく形で最終の条例ができ上がっていくという手順になるかと思っております。本日は第1回目ではありますが、どうぞ忌憚のないご意見をいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

事務局 本検討会は、区の公開会議となります。会議の開催を周知し、傍聴希望者について募集いたしましたが、今回、傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。また、本日の会議録につきましては、後日、ホームページにて公開するために録音をさせていただきますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。また、会議中、ご発言される方は、お手数ですが、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いします。

次に、本日のスケジュールですが、終了は11時30分を予定しております。議題は（1）から（4）まででございます。

それでは、ここで、皆様からお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

<自己紹介（省略）>

次に、本検討会の会長の選出をお願いしたいと思います。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

A委員 この検討会の会長には、日頃より、地域自立支援協議会などでも大変お世話になっております柳田委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<拍手>

事務局 ありがとうございます。皆様にご賛同いただきましたので、本検討会の会長は柳田委員にお願いしたいと思います。それでは、柳田会長からご挨拶をお願いいたします。

柳田会長 皆様、ご推薦いただきありがとうございます。

憲法、条約、国内法、条例、規則、という序列はあるものの、生活する側の視点から見ると、すべて重要であると思っております。このように重要な条例を検討する会議ということで、身のしまるような思いです。皆様、ご意見は忌憚なく出していただくということが大事かと思っております。会長としては、しっかり進行をさせていただければと思っております。

事務局 それでは、早速、議題に移っていききたいと思います。まずは、(1) 条例制定の背景について、課長の杉崎からご説明させていただきます。

杉崎委員 障害者福祉課長の杉崎でございます。

皆様、お手元にある資料3と記した資料をご確認ください。平成23年に障害者基本法が改正され、その中で「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない。」と規定されました。また、同法の第22条におきましては、国・地方公共団体は、障害のある方の意思疎通のための情報保障施策を講じなければならないとされているところです。こうした中で、区議会では平成26年度に手話言語法の制定を求める意見書を決定しました。また、全国約400の首長が参加をします、手話言語法の制定を求める手話言語市区長会には、山本区長がすでに参加している状況です。加えて、昨年度、障害者団体連合会様の要望事項としまして、条例制定についての御要望を受ける中で、区議会からは手話言語に特化しない、障害者施策に関する条例制定を求める声の一部にございまして、今年度の区の当初予算に今回の検討会経費を計上し、本日、検討会を開催することとなりました。皆様のご承知のとおり、障害者基本法第1条にも規定されておりますとおり、障害のある方もない方も、人格と個性を尊重しながら、共生できる社会というものを今後も目指すことを目的として、今回の条例作りについて検討していきたいと思っているところでございます。

事務局 続きまして、資料4の議題(2)他自治体の条例制定の動向と区の支援策の現況について、ご説明させていただきます。

事務局 まず、全国の自治体における条例制定状況ですが、手話言語に特化した手話言語条例を制定した自治体は、全日本ろうあ連盟ホームページの情報では、22道府県、1区(江戸川区)、137市、19町の合計179自治体でございます。また、情報・コミュニケーション条例については、27自治体ですが、このうち18自治体は手話言語条例と重複しておりますので、全国では188の自治体で、手話言語条例あるいは情報・コミュニケーション条例が制定されているということになります。

全国の自治体に先駆け、5年前の平成25年10月11日に「鳥取県手話言語条例」が施行されました。その後、情報・コミュニケーション条例の中で最初に施行されたものが、明石市の「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」(平成27年4月1日施行)です。188自治体のうち、約70の自治体が本年になってからの施行ということで、非常に最近になってこの種の条例の制定が盛んになったということがいえると思います。

次に、コミュニケーション手段の範囲については、手話言語条例では、手話に特化した条例で、手話のみを対象とする自治体がほとんどです。情報・コミュニケーション条例については、各自自治体で差異はありますが、点字、音訳、要約筆記等について規定しているものが目立ちます。ただ、条例の定義はあくまでも例示の列挙で、明文化されていないコミュニケーション手段でも条例の対象としている自治体もあります。

資料にある表は、本年の4月1日に施行された条例や、近隣の区の条例などを調査し、まとめたものとなります。手話言語条例のほか、手話言語を主として他のコミュニケーションにも触れ

ている自治体、手話言語と他のコミュニケーション区別なく、コミュニケーションを一つのものとして規定をしている自治体もあります。

手話言語条例を制定した自治体の中でご紹介しますと、兵庫県朝来市（あさごし）では、これまでの事業のほか、手話の啓発講演会、職員向け手話研修を実施予定です。奈良県橿原市（かしはらし）は、新規事業はこれから協議予定で、東京都江戸川区でも新規事業の実施予定はないとのことです。また、荒川区については、現在、手話言語条例の制定に向けて取り組んでいるところと聞いており、未制定ではありますが、平成30年4月から電話代行サービス（スマートフォンアプリのテレビ電話機能を利用）を新たに実施しております。

続いて、手話言語を主として他のコミュニケーションにも触れている条例を制定した自治体をご紹介します。沖縄県南風原町（はえばるちょう）は、今年度は手話通訳等の継続事業のみで、来年度以降の事業は協議会を設置し、検討するとのことです。兵庫県南あわじ市では、パンフレットを作成予定で、京都府亀岡市では、条例制定の記念イベントを開催予定です。京都府福知山市では、今後、普及啓発のためのDVDを作成予定とのことです。

また、手話と他のコミュニケーションを区別なく、条例に規定している自治体では、愛知県豊橋市が、今年度にチラシ、パンフレットを作成予定で、その他、予算には点訳に関わる費用を計上しています。石川県小松市では、ICT機器による遠隔手話について検討をしており、リーフレットの作成も予定しています。東京都千代田区では、区内事業者に対する手話通訳等の実施費用の助成事業を実施しているところです。

条例制定に伴って、まずは、条例の趣旨の普及・啓発を行い、その後に具体的な事業は検討していくという自治体が多いようです。

ここからは、墨田区的意思疎通支援策の現況について、主なものをご紹介させていただきます。障害者総合支援法に基づいた支援策として、補装具購入費の支給は、昨年度、補聴器は132件で、重度障害の方向け意思伝達装置については、1件の実績がありました。主な日常生活用具の給付では、携帯用会話補助装置が1件、情報・通信支援用具が10件、点字ディスプレイが3件、活字文書読上げ装置が1件、視覚障害のある方用ポータブルレコーダーが2件、点字器が1件でした。点字タイプライターの実績はありませんでした。視覚障害のある方用拡大読書器は9件、聴覚障害のある方用通信装置は5件、人工喉頭は15件でした。また、情報受信装置と会議用拡聴器は、ともに0件で実績はありませんでした。

そして、手話通訳者・要約筆記者派遣サービスですが、平成29年度では、派遣件数が、手話通訳者は1,123件、要約筆記者は122件でした。手話講習会の受講を通じた職員育成は、受講者数は2人でした。また、点字等については、代理記載制度、代理投票・点字投票を行ったほか、墨田区のお知らせ「すみだ」の点字版、音声目録CD-ROM（デージー）版及び録音テープ版の発行や、墨田区議会だよりの録音テープ版の発行を行いました。

障害者福祉課の取組としては、障害者福祉課に手話通訳が可能な職員を2人配置するほか、窓口にいちゃった方向けに、筆談ボード、活字読上げ装置の設置を行っています。その他、重度のALS患者の方を対象にコミュニケーション支援員を派遣し、入院した際に医療従事者とその方の意思疎通を図れるように実施する、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業もあります。

事務局 ここからは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。本日は第1回目の会議で、7月に第2回、9月に第3回、12月に第4回を予定しています。本日、第1回目は、条例の趣旨についてのご説明、事例の紹介をさせていただき、第2回では条例の内容について話をさせていただき、第3回ではそのご意見を踏まえさらにご意見をいただき、第4回では最終案をお示ししていきたいと思っております。

また、10月には区民の皆様をはじめ、広くご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施し、4月1日に条例の施行ができるようにと考えております。

これまで、議題1～4について説明をさせていただきました。ここからは、柳田会長にご進行をお願いしたいと思っております。

柳田会長 それでは、本会議の終了時刻11時半を目途に意見交換をさせていただければと思っております。これまでの説明を受けてのご意見をお願いしたいと思います。次回の検討会では条例案の骨子が出てくるかと思っておりますので、ご意見をお願いいたします。

A委員 手話言語条例は179自治体で制定されていると説明がありました。東京都荒川区では、大阪市を参考にして手話言語条例の策定の準備中であると伺っています。これから区としては、どのような性格の条例を目指したいと思っているのか伺いたしたいと思います。

事務局 区では、基本として、手話を含めた情報・コミュニケーション支援に関する条例を考えているところです。他の自治体を参考にさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えているところです。

A委員 今の説明については、わかりました。基本的にその考え方に賛成したいと思います。条例制定の後、具体的にどのようなことが期待できますか。

事務局 条例の制定は、来年度4月1日を予定していますが、具体的には、他自治体を参考にして考えていきたいと思っております。これから、来年度の予算要求もあるので、本検討会でのご意見を参考にさせていただき、現在行っている意思疎通支援策の現況等を踏まえて考えていきたいと思っております。

柳田会長 条例というものの性格について、施行後のことも含めてご説明をお願いできますでしょうか。

杉崎委員 先ほど、冒頭に青木部長からの説明もありましたが、条例は区議会のご承認を経て施行されていくものになります。条例というものを、日頃、あまり皆さんは身近に感じていらっしゃるかどうかわかりませんが、例えば身近なところでは、特別区税条例あるいは介護保険の関係の条例など、区にはたくさんの条例があります。地方自治体の条例制定権は憲法に保障されており、条例はいわば墨田区の自主法となるものです。

柳田会長 ありがとうございます。たとえば、地域自立支援協議会では、今起きている直近の問題などを検討する場であり、計画は3年などある程度の期間を定めて対応するものです。条例はそれを超えて、今すぐにはなかなか実施が難しいことに対してでも、行政の責務、区民の責務などを定め、取り組んでいく方向性をしっかりと明示し、未来に向かっての効力を発揮するものであると私は認識しています。そのような観点から、直近の問題も含めて、ご意見は出させていただき、それから将来の形を作っていくという方がいいかと思っております。手話を含めた情報・コミュニケーションですので、肢体不自由のあるお子さんや知的障害の方などいらっしゃいますが、例

えば災害のときにどうするかなどを想定し、条例に盛り込んでいくためにご意見をいただければと思います。

青木委員 条例の考え方について、ご参考にしていただければと思って発言をいたします。ここで皆さんで考えていこうとしている条例は、その中に一つ一つの個別の事業が収まっていくというような形ではないと思います。それは木でいうと枝の部分になるかと思います。条例は、木でいえば幹の部分として、例えば、手話をはじめとして障害のある方とのコミュニケーションをどのようにとっていけばよいか、区民の皆様あるいは区役所は、どのように関与し、努力をしていくべきかを考え、条例にしていくものではないかと思っています。そのコミュニケーションの具体的なやり方、あるいは支援の仕方というのは、既に行っているものもあれば、これから新たに進めていくものもあり、制度を見直していくものもあると思います。そういったたくさんの事業は今まで通り、例えば要綱や個別に決定を取って事業を行っていくこととなります。今回の検討会では、それらの元になる条例についてお考えをいただき、他の自治体の条例なども参考にしながら、墨田区の方角を検討していければと思っています。

柳田会長 わかりやすいご説明をいただきました。引き続きご意見がありましたらお願いします。

B委員 条例が木でいうと幹の部分で、さまざまな事業の元になるものというご説明についてはわかりました。墨田区の意味疎通支援の現況の資料の中で、日常生活用具の給付のことが書かれていますが、知的障害の方であれば、ひらがなや絵カードなどを使うとよくわかるということもあり、今はタブレットなどを使ったものもあるので、知的障害の方などにも支援を広げていただけたらと思います。

柳田会長 ご意見ありがとうございます。

A委員 墨田区には両国の国技館や押上のスカイツリーがあります。墨田区にいる障害者だけでなく、世界各国から障害者がみえると思いますので、そのためのおもてなしが必要だと思います。そのあたりも考えていただけたらと思います。

柳田会長 観光客の方へのおもてなしという話がありましたが、点字は外国の方も共通してわかるものなどはあるのでしょうか。国際的な視点を盛り込んだ条例は、他の自治体でもあまりないものかと思いますので、先駆的なものになるかと思います。それ以前に、手話言語法の制定に向けた運動もあるかと思いますが、それを推し進めるようなものも検討できればと思います。

また、災害時、緊急時のコミュニケーションの対策としては、国立リハビリテーションセンターの発達障害者情報センターから、例えば自閉症の方など、集団の行動が難しい方への対応など、マニュアルのようなものは出ています。そのような啓発やいざという時の体制についても、情報コミュニケーションという枠組みでは出てくる話かと思います。

B委員 墨田区では、3年前に障害者災害対応力強化事業の宿泊体験を行い、真っ暗な中でアルファ米を炊いて食べるというようなことを行いました。ボランティアサークルの方もいらっしゃいましたが、車いすでも重度の障害がある方に対応することはなかなかないようで、吸引器の電源をまず確認しなければならないことや、そのコンセントを踏むと大変なので段ボールでガードを作らなければいけないことなど、大変なことがいろいろとわかったと話していました。また、障害種別が違うとお互いにわからないことも多いことがわかりました。反省会で荘司会長が、私

たちは適切な指示があればボランティアになりうると言っていたのがとても良いと思いました。適切な手話通訳の方がいたり、大きく書いて指示をしてくれたら、布団を運ぶなどの活動はできると言ってくださいました。また、私たちが、真っ暗な中で見えないから書けないなど言っていたら、視覚障害のある方は、私達はいつもと一緒にだから大丈夫だと言っていました。異なる障害種別の方が集まり、いろいろなことに気付くことができ、有意義な宿泊体験だったと思います。ただ、参加者は障害者団体連合会の方が中心だったので、一般の方も子供たちも、一緒にこのような形の体験ができる場があると、教育的にもよいと思いました。

墨田区の福祉避難所は4か所ありますが、エレベーターがないところもあるので、私は、家が倒れない限りは家にとどまったほうがよいと思っており、避難所の環境という面でも難しいことがあります。

柳田会長 条例ですと、現状を変えていこうという視点は入れ込むことになると思います。考え方としては、今の状況から、コミュニケーション手段を広げて、そのようなコミュニケーションが可能な方たちを増やしていくことも必要だと思います。それから、もう一つ、すでにコミュニケーション手段を持っている人たちが、さらにその力を発揮していただくようにすることも大事で、外国人と英語でコミュニケーションすることが得意な日本の手話のわかる方に、国際的な手話を先導していただくなども考えられると思います。

杉崎委員 障害者福祉課長の杉崎でございます。

国際的な手話ということに関してお伺いしたいのですが、英語のように広く使えるような手話というものはあるのでしょうか。

A委員 国際手話は、日本の手話とは全く別なものです。英語でもアメリカとイギリスで違うように、手話も国によって地域によって違います。このため、世界で通じるようにと国際手話がつくられ、便利な手話ではあります。国際手話のための講座も各地で開かれています。

C委員 国際手話という話ですが、海外の方とは手話だけではなく身振りでコミュニケーションすることも多く、身振りで表すと通じることも多いです。

柳田会長 専門的なお話でしたが、広く普及させるという観点では、例えば、教育の世界にコミュニケーション手段を学ぶような機会を入れていくことも必要かと思えます。学校教育法などもあって難しいと思えますが、福祉教育という部分に入れていくことは可能かと思えます。社会福祉協議会も関係していくと思えますが、手話や点字などを小中学校から学ぶ機会を増やしていくということなど、そのような意見をここで出していくことも重要かと思えます。

B委員 柳田会長に伺いたいのですが、“オリンピックに向けて、このようなマーク(ピクトグラム 1)を使おう”という話を聞いたことがありますが、このマークに国際的に統一されたものはないのでしょうか。視覚的にもわかりやすいので、そのようなものを活用するといいいのではないかと思えます。

1 ピクトグラム:「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)のひとつ

柳田会長 おそらく各国でつくられていると思えますが、そういった検討もあってよいかと思えます。港区では、カラーバリアを取り払う取組も行われていると聞きました。色で伝えることへの配慮をするなど、わかりやすい、わかりあいやすいアイデアを検討することも重要です。条

例は、そのような機会をつくっていくもので、既存の地域自立支援協議会で検討する計画などでも、この情報・コミュニケーションに関して検討・見直しを行っていくと思います。条例があることで意識づけが高まると思いますし、条例があると行政が動くということもあります。そのような動きにつなげていくのが条例だという認識をいただき、ご意見をいただければと思います。今回、もう少し具体的なご意見を伺えると、今後、議論がしやすいかと思います。ここから、委員の皆様から一人ずつご意見やご感想をお願いします。

D委員 本日は、この検討会がどのような進み方をするのか、内容もわからずに出席していましたが、説明を聞く中で少しわかってきました。ただ、条例がどのようなものなのか、どのくらいの規模のものか、わからないので、他の自治体のコミュニケーション条例などを調べ勉強してきたいと思います。本日はありがとうございました。

E委員 本日は説明を聞きながら、私たち、精神障害部会にはどのような関わりがあるか考えていました。コミュニケーションというのは、とても大事な分野ではないかと思います。今回は、障害に関わる条例ですが、これからはもっと高齢者も増えていきますので、そのことも含め、障害者だけではなく区民全体が、どのような住みよい、暮らしたい墨田区にしていきたいと思っているのか、区民が何を求めているのか、知りたいと思いました。

F委員 今回の検討会は、内容的には少し難しいと思いながら参加しました。私は、ほとんど耳が聞こえますので、声と、文章でいうと点字と拡大した墨字などでコミュニケーションをとります。ただ、墨字では、視力によっていろいろな形で見え方が違ってきますので、資料を作っていた際にはできるだけゴシック体で作成していただけたらと思います。バリアフリーという問題もありますが、車道と歩道の段差は2センチと全国的に決められています。都バスで東京都盲人福祉協会に行くことがありますが、バス停から歩道までが遠いので、わからずに道路のほうに出て行ってしまい、職員に見つけられて連れ戻される方も多いようです。防災に関しては、一般的には、さまざまな情報を文字で見せることが多いですが、マイクを使ってお知らせしてほしいということがあります。災害が起こった場所で、避難所などでも、ひとりポツンと真ん中に入れられてしまうと状況がわからなくなるので、壁など触って歩ける場所に誘導していただくなど、視覚障害のある方に対しては配慮をしていただけたらと思います。

G委員 観光客への配慮という話題も出ましたが、東京都身体障害者団体連合会としては、2020年のオリンピック・パラリンピックまでに、車いすでそのまま乗れるようなユニバーサルタクシーを1万台配車できるようにすることを小池知事と約束させていただきました。また、車いすなどで乗車する際に雨でぬれないよう、屋根を作ろうという話も話しています。

先ほど、聴覚障害の関係では「手話は言語」という話がありましたが、その前にはどのようなものが言語だったのか、お聞かせいただきたいと思います。

A委員 皆さんは信じられないかもしれませんが、ろう学校（現在の特別支援学校）では最近になって手話で教えるということができるようになりました。明治時代に、ろう者の教育に関する会議がミラノであり、そちらで手話を使うことが禁止されたため、ろう学校では手話を使えませんでした。ろう運動を頑張ってきたおかげで、バンクーバーで行われた国際聴覚障害児教育会議でようやく手話を使うことが認められました。この会議は2010年の開催で、最近のことです。このため、ろう学校に通っているろう者は手話で話しています。家族の中にろう者がいても、手

話ができないとコミュニケーションが取れないということがありましたが、今は変わってきて、家族の間で手話でコミュニケーションがとれるようになっていきます。「手話は言語」と言われる前には、どうだったかというご質問でしたが、ろう者というのは、もともと手話を言語としていたのに、それが認められていなかっただけということなのです。

柳田会長 まさに情報・コミュニケーションについて議論する場なので、お互いのコミュニケーションの手段の共有ができ、よかったですと思います。他自治体の条例の中でも手話言語に関して特化されているものも多いですが、手話言語についてご意見はありますか。

C委員 コミュニケーション条例というものは本当に必要だと思います。先ほど、条例とは、木で例えると幹の部分だという話がありましたが、わかりやすかったです。地域の私たちのグループでも集まり、ろう学校などについても含めて話し合ってみたいと思います。

A委員 話したいことは本当にたくさんあります。やはり、家を出れば、一番困るのはコミュニケーションのことです。家の両隣の方とは会話はほとんどせず、会釈をする程度です。本当はもっと話をしたいのですが、手話が通じない方には遠慮して話しかけないようにしてしまいます。手話ができない代わりに筆談でもよいのではないかとされることはありますが、そう言われるとろう者の気持ちがわかっていない方だと思ってしまいます。ろう者の気持ちは筆談では伝えきれぬものではなく、手話が一番気持ちを伝えることができます。ただ、手話を習得するには時間がかかります。少し前から、幸いなことに、子供たちに手話を教える出前講座を行うことができるようになりました。その講座を行う機会がもっと増えていけばよいと思っています。

柳田会長 ご意見ありがとうございました。

事務局 次回の第2回は7月を予定していますので、ご出席をお願いいたします。皆様、ありがとうございました。